中小企業金融円滑化法終了後の函館市中小企業融資制度の 融資期間延長等の取扱いについて (継続)

1 融資期間の延長

市中小企業融資制度については、従来、要綱上定められた融資期間を超える融資期間の延長については認めておりませんでしたが、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」)」が平成21年12月に施行されたことに伴い、その趣旨を踏まえ、中小企業金融円滑化法の施行期間中は、定められた融資期間を超える延長について現制度の資金および※過去の資金も認めることとし、預託の対象としてきたところです。

中小企業金融円滑化法については、平成25年3月末に期限を迎えましたが、市中小企業融資制度については、円滑化法終了後におきましても、延長の取り扱いを継続することとしております。

※過去の資金とは平成21年3月31日までに廃止された市の制度融資資金

① 現在の資金 (例:一般支援資金《最高10年》を8年返済で融資している場合)

当初		延長後	従来	適用後
8年	\rightarrow	10年	可能	可能
8年	\rightarrow	12年	不可	可能

② 過去の資金(例:金融・景気対策資金《最高10年》を8年返済で融資している場合)

当初		延長後	従来	適用後
8年	\rightarrow	10年	可能	可能
8年	\rightarrow	12年	不可	可能

※ 延長期間については制限を求めません。

2 融資期間変更の報告

融資期間の延長を行った場合は、<u>償還状況報告書(要綱・取扱細目,様式4)により</u> 中小企業金融円滑化法終了後の対応による延長であることを明記し、函館商工会議所へ 報告してください。

また、添付書類として新たな返済予定表を提出してください。

なお、提出期限は毎月分を翌月の10日までといたします。

3 融資利率の変更

<u>函館市中小企業融資制度における融資期間の延長に伴う融資利率の変更は認めてお</u>りません。